

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | とりまとめた資料-3 | 2-1) 設備の相違におけるNo. ⑤, ⑥について, 大飯3/4号炉欄の誤記を修正。(下線部参照) No. ⑤ (旧)【格納容器イグナイタによる原子炉格納容器の水素濃度低減】 (新)【原子炉格納容器水素燃焼装置による水素濃度低減】 No. ⑥ (旧)【格納容器イグナイタによる原子炉格納容器の水素濃度低減の操作手順】 (新)【原子炉格納容器水素燃焼装置による水素濃度低減の操作手順】 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-9 | 相違理由欄について, 以下の誤記を修正。(下線部参照) 大飯3/4号炉欄の多様性拡張設備 ・ガスクロマトグラフ、格納容器雰囲気ガス試料採取装置 泊3号炉欄の自主対策設備 ・ガス分析計 相違理由欄 (旧)【大飯】設備の相違(相違理由⑤) (新)【大飯】設備の相違(相違理由③) | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-11 | 相違理由欄について, 以下を追記(下線部参照) 大飯3/4号炉欄 1.9.2.1 水素濃度低減のための手順等 泊3号炉欄 1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順 相違理由欄追記 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) | |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-20 | 泊3号炉欄の着色を変更(下線部参照) (旧)炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値が 1×10^5 mSv/h以上に到達した場合。(緑字) (新)炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値が 1×10^5 mSv/h以上に到達した場合。(黒字) | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-16 | 泊3号炉欄の操作手順内について, 以下の誤記を修正(下線部参照) (旧)② 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは, 中央制御室及び現場で可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視のための系統構成を実施する。 (新)② 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは, 中央制御室及び現場で可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視のための系統構成を実施する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-24 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-26 | 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視の操作の成立性について、相違理由欄に以下を追記。(下線部参照) 作業開始を判断してから可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器水素濃度計測開始まで、どちらの場合も70分以内で可能である。 【大飯】記載内容の相違 ・70分以内で実施可能であることは、川内1/2号炉、伊方3号炉と同等である。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-30 | ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視の操作の成立性について、相違理由欄に以下を追記。(下線部参照) 作業開始を判断してからガス分析計による原子炉格納容器水素濃度測定開始まで、どちらの場合も85分以内で可能である。 【大飯】記載内容の相違 ・85分以内で実施可能であることは、伊方3号炉と同等である。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5.0) | 1.9-7, 10, 13, 27, 29, 32, 33 | SA52条のヒアリングでのコメントを踏まえて、設備名称を適正化。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-4 1.9-6, 8, 21, 34, 37, 40, 42 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5.0) | 1.9-3, 7, 10, 14, 27, 29, 32, 35 | SA52条のヒアリングでのコメントを踏まえて、設備名称を適正化。(下線部参照) (旧) 格納容器水素イグナイト温度 (新) 格納容器水素イグナイト温度監視装置 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-4 1.9-2, 6, 8, 22, 34, 37, 40, 45 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5.0) | 1.9-37, 38, 40, 42, 44, 45, 46, 48 | 記載表現の適正化。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系統 (新) 原子炉補機冷却水系 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-47, 48, 49, 50, 52, 54, 55, 56, 58 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5.0) | 1.9-37, 38, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 48 | 凡例に記載している名称を適正化。 (旧) カップラ (新) カブラ | |
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-47, 48, 49, 50, 52, 54, 55, 56, 58 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5.0) | 1.9-33, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 48 | 概要図(第1.9.5図, 第1.9.6図, 第1.9.7図, 第1.9.9図, 第1.9.10図)の記載内容の充実化。 各手順の概要図について, 先行審査実績を参照し, 流路・弁・凡例等を追記。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 5.0) | 1.9-42, 45, 47, 48, 49, 50, 52, 54, 55, 56, 58 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------|---|----|
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-39 | 記載表現の適正化。(下線部参照) (旧) 窒素供給系統 (新) 窒素供給系 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-49 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-2 | 女川添付資料1.9.3 に対し、泊が比較対象としない相違理由を追記。 相違理由 <u>【女川】 対応手段の相違 (炉型の相違)</u> ・女川は可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給の成立性を添付資料にしているが、泊を含むPWRには対応手段の相違により比較対象なし。 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-4 | 審査基準の要求事項の記載を適正化。 (旧) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による損傷を…。 (新) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を…。 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-3 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-6 | 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減の使用する設備「原子炉格納容器」について大飯3/4号炉との相違理由を追記。(下線部参照) <u>【大飯】</u> 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・流路等の設備を整理 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|---|----|
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-10 | 以下の附番の誤記を修正。(下線部参照) (旧) (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 (新) (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-8 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-11 | 以下の大飯3/4号炉の記載に対する(下線部参照)相違理由を追記。 1.9.2 重大事故等時の手順等 1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順等 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-11 | 以下の着色抜きを黒字から緑字に修正。(下線部参照) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応等により発生する水素を除去し、原子炉格納容器内の水素濃度を低減させるため、以下の手段を用いた手順を整備する。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-12, 13 | 以下の誤字を修正。(下線部参照) (旧) 長期的に穏やかに発生し続ける水素を除去し、 (新) 長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去し、 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-20, 21 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-13, 14 | 原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタ手順の記載を名称変更に伴い適正化。(大飯と同様の記載)(下線部参照) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置の温度指示 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置の指示値 格納容器水素イグナイタ温度監視装置の温度指示 格納容器水素イグナイタ温度監視装置の指示値 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------------------|---|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-16, 17 | 【可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替える場合の手順】について、文字のフォントを適正化。 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-21, 22 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-22 | 以下の着色抜きを黒字から緑字に修正。(下線部参照) (c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名にて実施する。 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-23 | 以下の記載について相違理由追記。(下線部参照) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-20, 21, 22, 23, 24, 46, 47, 49 | ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視手順について、放管班員の要員を1名から2名に変更するとともに記載の適正化を実施。 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-27, 28, 29, 30, 56, 57, 59 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-32 | 以下の着色抜きを黒字から緑字に修正。(下線部参照) 水素爆発による原子炉格納容器破損を防止するために | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------|---|----|
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-26 | 1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択について、以下の記載の適正化を実施。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合の (新) 炉心の著しい損傷が発生している場合の | |
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-33 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.5.0) | 1.9-26 | 1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択について、以下の記載の適正化を実施。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内の水素濃度上昇に <u>したが</u> い自動的に触媒反応するものである。 (新) 原子炉格納容器内の水素濃度上昇に <u>従</u> い自動的に触媒反応するものである。 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-33 | 同上 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.5.0) | 1.9-33 | 1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択について、着色不足および相違理由を追記し適正化を実施。 | |